

古平町公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂）【概要版】

1. 公共施設等総合管理計画とは

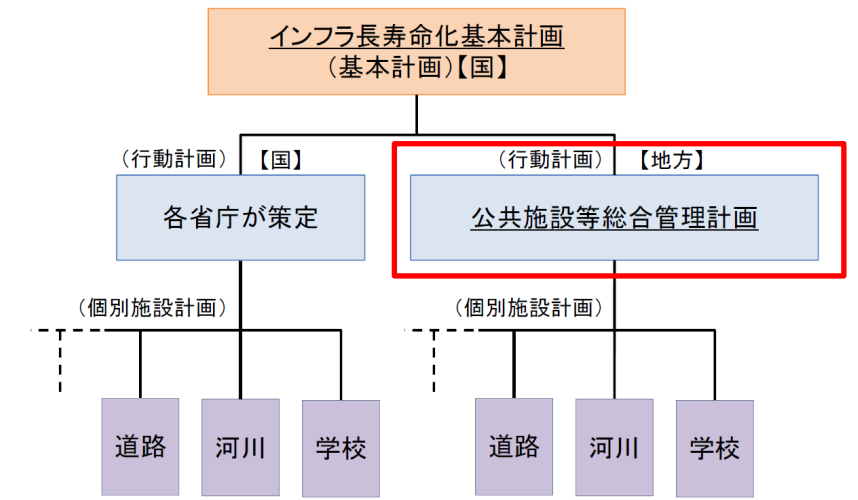
《背景と目的》

我が国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋りょう等のインフラの整備が進められてきましたが、公共施設等の建築年数が30年以上経過し、この先、大規模改修や修繕、建て替えが必要となっています。

国においては、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することをめざし、平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」を公表しました。本町においても、現状の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、「古平町公共施設等総合管理計画」を策定します。

《計画の位置づけ》

平成25年11月に国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、令和3年1月26日に総務省から示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして策定します。

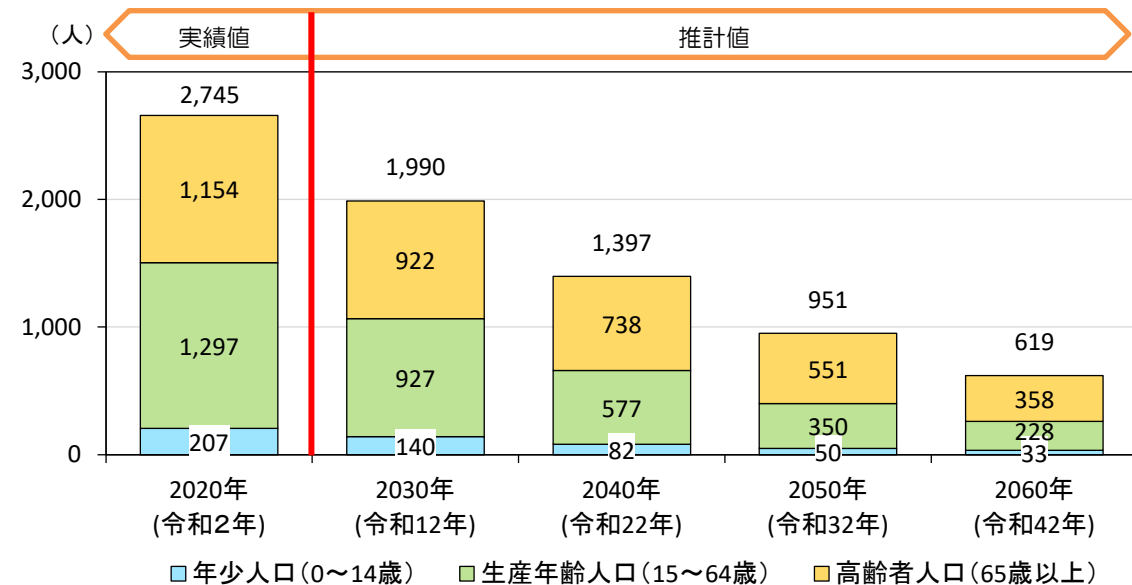


2. 本町を取り巻く現状

《総人口の将来の見通し》

国勢調査による本町の総人口は減少が続いており、令和2年には2,745人となっています。古平町人口ビジョン（2020年改訂版）によると、今後も人口の減少傾向は続くことが予想されており、令和42年の総人口を619人として将来を展望しています。

また、人口減少及び少子高齢化の進展により、高齢化率は令和2年の43.4%から令和42年には57.9%に上昇すると予測されています。



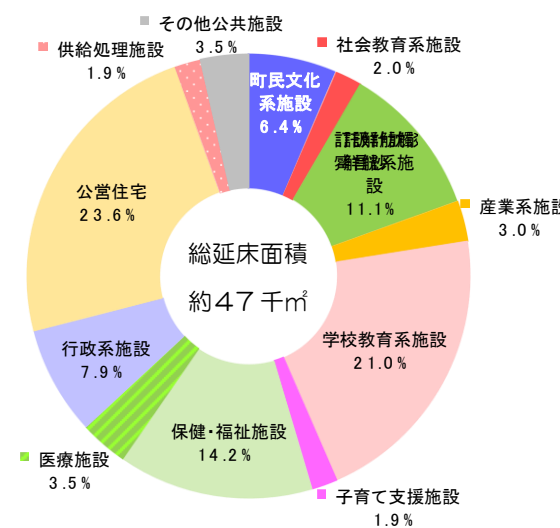
《公共施設の状況》

本町が保有している公共施設は総延床面積の合計は46,787.95㎡で、このうち、公営住宅（23.6%）及び学校教育系施設（21.0%）で全体の44.6%を占めています。また、令和5年3月末現在、建築後40年を経過した施設が29.1%を占める状況にあり、10年後にはその割合が34.3%に増加します。

《インフラの状況》

本町が管理している道路は、町道及び林道をあわせて約93km、橋りょうは、町道橋りょう及び林道橋りょう合わせて29橋となっています。また、簡易水道の管路は総延長約53kmが整備されており、下水道管路の総延長は約28kmとなっています。

【公共施設の施設分類別延床面積】



【公共施設の経過年数別割合】

経過年数	割合
10年未満	15.9%
10~19年	22.6%
20~29年	27.2%
30~39年	5.2%
40年以上	29.1%

【インフラの保有状況】

種類	数量	
道路	総延長	92,713 m
	総面積	528,784 ㎡
橋りょう	橋りょう数	29 橋
	総面積	3,266 ㎡
簡易水道	管路総延長	52,686 m
下水道	管路総延長	27,887 m

※公共施設の総延床面積、経過年数：令和5年3月末現在
 ※インフラの保有状況：令和4年3月末現在

3. 公共施設等をめぐる課題

《公共施設等の老朽化への対応》

本町の公共施設は、建築後40年を経過した老朽施設が多く、それらをすべて維持していくためには、修繕・更新等に多額の費用が必要となります。昭和40～昭和50年代に集中的に建築された公共建築物の中には、今後数年で建築後40年を経過するものも多く、公共建築物の修繕・更新等に係る費用はさらに増大することが予測されます。

また、道路、橋りょう、簡易水道、下水道等といった町民生活に大きく影響する施設も多く管理しており、計画的な維持管理・修繕・更新等が必要となります。

《人口減少・少子高齢化の進展》

本町の人口減少は今後も続くと見込まれている上、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が予想されているため、町民ニーズ等を的確に把握し、必要な公共サービス・施設等の規模を適切に判断していく必要があります。

《財政状況への対応》

本町の財政は、今後、公共施設等の修繕・更新等に係る費用の増大や、少子高齢化等へ対応するための歳出増加が予測されます。

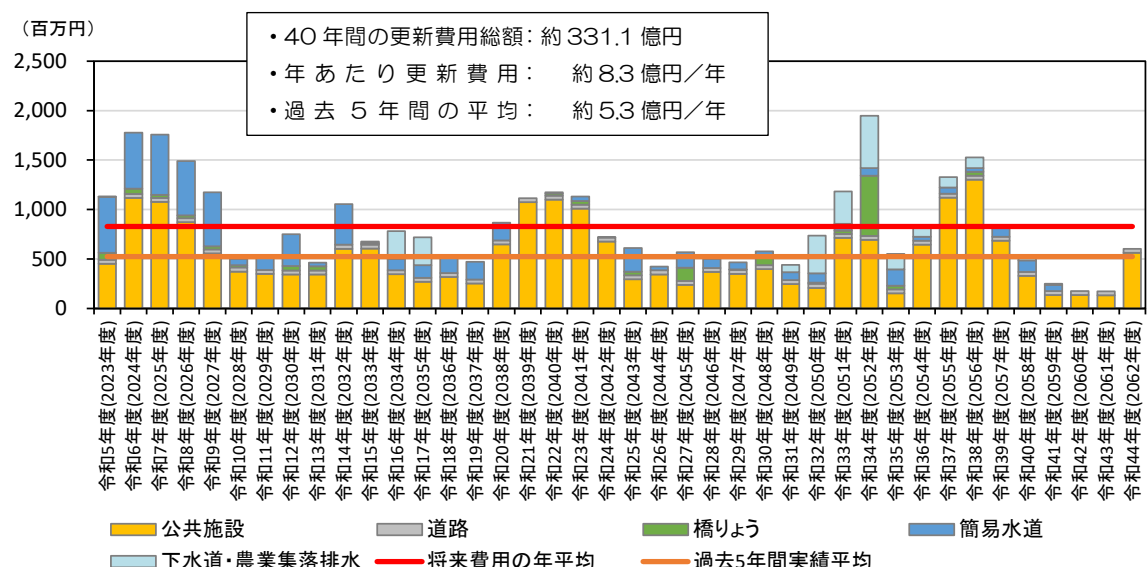
さらに、人口減少に伴い、税収も減少することが見込まれるため、公共施設等に関係した歳出をできる限り抑制し、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

《脱炭素化への対応》

本町では、2050年までに町内の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ・ふるびら」を令和2年2月3日に宣言し、公共施設における温室効果ガスの排出量削減を推進してきました。

今後も、建て替えや大規模改修のタイミングに合わせて再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー化に継続して取り組むことが必要となります。

【公共施設等に係る将来費用の推計結果（基準パターン）】



4. 計画期間と基本方針

《計画期間》

公共施設等の寿命が数十年に及び中長期的な視点が不可欠であることから2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）までの10年間を計画期間として策定します。

本計画については、歳入減少や歳出増加、制度改正など、本町を取り巻く社会情勢等に変化が生じた場合に適宜見直しを行うこととします。

《公共施設マネジメントに関する基本的な考え方》

公共施設等は町民の大切な財産であり、その財産を守るためには、施設を計画的に維持管理するとともに、将来にわたって町民の理解が得られるサービス水準を確保する必要があります。

しかしながら、今後想定される厳しい財政状況の中で、公共施設等に投資できる限られた予算を適切に執行するためには、町民ニーズの量や質の変化を適切に捉え、総合的で効率的・効果的な施設運営が求められます。

これらを踏まえ、本町では、「総資産量の適正化」「長寿命化の推進」及び「維持管理費の抑制」を公共施設マネジメントにおける基本方針として定め、今後も持続可能な町民サービスの提供を図ります。

公共施設マネジメントにおける基本方針

1【総資産量の適正化】

次世代に継承可能な施設保有

施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び多機能施設への複合化などを基本として、全町的な視点をもって、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討します。

これらを検討したうえで、必要とされる公共施設については計画的に修繕・更新します。

2【長寿命化の推進】

将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新

今後も保有すべき公共施設等については、これまでの対症療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換を進め、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を行い、施設の長寿命化、施設のライフサイクルコストの削減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持修繕に努めます。

3【維持管理費の抑制】

ライフサイクルコストの削減

民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用し、サービス水準を維持しながらランニングコストの削減や効率的な維持管理に努めます。

5. 計画の推進方策

公共施設の更新問題は全庁的に取り組むべき課題であるため、本計画の推進にあたっては組織横断的な取り組みを進めながら進行管理を行います。

計画の推進にあたっては、公共施設等の管理を着実に推進していくために、本計画に関する進捗状況の評価・検証を実施していきます。また、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、本計画の見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載等により町民への公表を行います。